

「子育てリラックス館運営事業者選考委員会」設置運営要領

(設置)

第1条 子どもを生き育てやすい環境づくりを推進するため、子育てリラックス館を開設し、子育て中の方が、親子等で気軽に集い、うちとけた雰囲気の中で交流したり、さらには子育てに関する相談等を行うこととし、本事業の運営事業者の選考にあたり必要な事項を協議・決定するため、「子育てリラックス館運営事業者選考委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(要領)

第2条 委員会の事務処理に関し必要な事項を定め、もって会議の円滑な推進と事務処理の適正な執行を行うため、本要領を定める。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、こども未来部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、幼保支援課長の職にある者をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある時は、その職務を代理する。
- 6 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。
- 3 委員長は、必要に応じ、別表に掲げる職にあるもの以外のものを会議に出席させることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、こども未来局こども未来部幼保支援課において処理する。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- この要領は平成15年7月1日から施行する。
この要領は平成16年7月1日から施行する。
この要領は平成17年10月1日から施行する。
この要領は平成18年7月1日から施行する。
この要領は平成19年4月1日から施行する。
この要領は平成22年4月1日から施行する。
この要領は平成27年4月1日から施行する。
この要領は平成28年4月1日から施行する。

別表

こども企画課長
健全育成課長
こども家庭支援課長
幼保運営課長
新宿保育所長
施設が所在する区の健康課長（複数の場合は委員長が指名）

